

## 国際刑事裁判所との関係におけるアフリカ連合の動向 ——行動システム理論からの国際機構の分析——

The Tendency of the African Union in Relation with the  
International Criminal Court  
—Analysis of International Organizations from the  
Perspective of Behavioral System Theory —

五十嵐美華\*

### はじめに

国際連合（以下国連）は、「国際の平和及び安全を維持すること」（第1条1項）をその目的の1つとして国連憲章に明記している。第一次世界大戦以降多発する紛争の特徴として、民間人の甚大な被害が挙げられる。そのため、紛争下の重大な人権侵害の責任追及が国際社会全体の関心事とされ、戦争犯罪やジェノサイド罪、人道に対する罪など、人権法や人道法に対する重大な犯罪を放置しないことが国際社会において求められるようになった。さらに、ルワンダで起きたジェノサイドが示すように、過去の重大な犯罪が適切に処罰されなかったことが紛争勃発の1つの要因であると考えられるようになったことから、加害責任者が不処罰のまま放置されることが国際社会の平和構築の障害となることが認識されるようになってきている<sup>1)</sup>。ただし、国際的な人権法や人道法に反していても処罰の対象とされないことがある。なぜならば、国際規範の実行はその国家に任せられているためである。国際社会においては諸国家が個別に主権を持っており、基本的に一国の国内管轄事項

\* 立命館大学大学院国際関係研究科博士課程後期課程

に他の国家や国際機構が干渉してはならないとされる。このことは主権平等原則（第2条1項）、内政不干渉原則（第2条7項）として国連憲章でも規定されている。しかしその一方で、国際社会全体の共同利益の実現を目指す一体性があることもまた確かである。国際刑事裁判所（以下 ICC）もその1つであろう。ICC は、国家主権を超えて、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に責任を有する個人を裁くために設立されたものである。

ICC の設立当時、アフリカは大きな貢献をした。現在も ICC への加入率は高く、国際的な刑事裁判に関心が高い地域である。しかし近年、多くのアフリカ諸国が加盟するアフリカ連合（以下 AU）は、ICC に反発の姿勢を示し、脱退戦略文書の採択と、AU 独自の裁判機関であるアフリカ司法人権裁判所の設立を決定した。なぜ AU は ICC に反発をするようになったのか。本稿ではその背景を明らかにする。

その際、分析の方法論として廣瀬和子の行動システム理論を用いる<sup>2)</sup>。廣瀬の行動システム理論を用いることによって、国際社会の以下の3つの側面をリベラリズムやリアリズムといった既存の国際関係論よりも明確に分析することが可能となるからである<sup>3)</sup>。第一に、全体と個の関係を捉えることができるからである。国際社会において、行動者は自身の利益のみならず、他国や国際社会全体との関わりも考慮に入れて行動する。また、個の行動によって、国際社会全体の構造が変動することもある。つまり、この理論では全体と個の関係を切っても切れないものとして把握する。第二に、複雑性を捉えることができるからである。非国家主体と言われる行動者が強い影響力を持つようになってきた今日において、もはや国家間関係のみで国際社会を分析することはできない。実際には、政治システムや経済システムなどの様々なシステムや、また、法や価値体系、理念に代表されるようなシステム間を媒介するようなシステムが存在する。つまり、国際社会は複数のシステムと、その相互連関によって構成される複雑システムであり、この理論を用いることでその特性を捉えることが可能になる。第三に、因果関係を含む相

相互関関係を捉えることができるからである。システム間の相互連関関係は、システムの変化は他の変化の原因になり結果になるということを意味する。全体と個の関係、また、システム間の関係を捉え、その相互連関関係から国際社会の変動を把握するのだ。

本稿では、複雑性と流動性を持つ国際社会において、国際刑事裁判をめぐる ICC と AU の相互連関関係を明らかにし、また地域機構としての AU の可能性を探ることを目的とする。

## 1 章 方法論としての行動システム理論

まずは、方法論とする廣瀬の行動システム理論について概説する。廣瀬の行動システム理論では、行動者間のインプット・アウトプット関係である行動を分析の出発点に置き、それが相互作用している行動者の集合をシステムとする<sup>4)</sup>。この理論では、システムには①システムの要素であるか判断する基準が存在すること、②集合を構成するメンバーの間に、特定の相互連関が存在することの2つの成立要件がある<sup>5)</sup>。また、1つの行動原理で行動する行動者の集合を単一システム、単一システムの集合を複雑システムと呼ぶ<sup>6)</sup>。

各システムは、それぞれ機能的必要を持つ。さらに、システムの機能的必要を満たすために、システム分化が行われる。システム内で下位システムが分化し、その下位システムが相互連関しつつ機能することによって上位システムの機能的必要を満たすのである。加えて、全体としての上位システムと、個としての下位システムも相互連関関係にあり、各システムの構造が維持されるためには、その機能的必要が達成されなければならない<sup>7)</sup>。

またシステムは、その相互作用の過程を、個々の行動者に分割することのできない1つの単位として把握される<sup>8)</sup>。さらに、そのシステムが外部に対して働きかけるときには、より上位のシステムにおける行動者としても把握できる。行動者は、上位のシステムからその内部はブラックボックスとされ、

行動者自体を分析する際には行動者を単一のシステムとして捉える。この意味で何をシステムとし、何を行動者とするかは相対的であり、研究目的によって変わる<sup>9)</sup>。

上述のように、廣瀬は行動を分析の出発点としている。行動システムは、利害行動、役割期待行動、シンボル行動の3つの行動と、それに対応するシステムに分けることができる<sup>10)</sup>。第一に、利害行動とは、行動者の利益または利害を達成することを目的とするものである。利害行動の相互連関のシステムを利害システムと呼び、利害システムは「強者の理」のようなそれ自身の論理か、役割システムやシンボル・システムの介入によってもたらされる均衡状態という形で維持される<sup>11)</sup>。

第二に、役割期待行動と役割システムが挙げられる。集団の中に存在する行動者は、行動者自身の利害のみを動機として行動をするのではない。行動者が所属する全体としてのシステムの目標を達成するために期待される行動を役割期待行動といい、その相互連関関係を役割システムと呼ぶ<sup>12)</sup>。加えて、廣瀬は社会における行動者の相互連関について、直接的相互連関と間接的相互連関の2つを提示し、以下のようなものだとしている。直接的相互連関の社会は、行動者の利害によって動機付けられた行為の総和であるとされ、この社会では利害システムが強調される。対して、間接的相互連関の社会においては役割システムが強調され、社会全体としての相互連関は行動者の基本的な関係の集積ではないとされる。間接的相互連関では、相互連関過程ないし行動様式は社会的事実<sup>13)</sup>であることが多く、行動者はそれに影響を受ける<sup>14)</sup>。

直接的相互連関、間接的相互連関という型によって強調される側面の違いはあるが、現実社会において個の論理である利害行動と、全体としての集団から期待される役割期待行動は相互連関関係にある。では、いかに両者は連関するのか。そこで、行動システムの第三の要素として、利害システムと役割システムを媒介する機能を持つシンボル・システムの存在が挙げられる。

シンボルとは、法や価値観、道徳などを指す。そのシンボルによって統制された行動をシンボル行動という。シンボルは、利害や役割といった実態としての現実からは切り離され、実態を表示・伝達し、シンボル・システムという独自の体系を作る<sup>15)</sup>。では、そのシンボル・システムは、いかに利害システムと役割システムとを媒介するのか。廣瀬は、社会の相互連関の型による違いとともに、社会化の過程と社会制御の過程の2方向から述べる。まず社会化の過程とは、利害システムから役割システムへの媒介過程を指す。直接的相互連関の社会では、各行動者の利害対立から直接システム全体の機能的必要が共通利益として形成され、役割分化も自動的になされる。間接的相互連関の社会では、行動者の相互作用が繰り返行われた結果、その行動様式がシンボル・システムを形成するようになり、さらにはそのシンボル・システムが行動者の間接的相互連関を媒介するようになる<sup>16)</sup>。次に、役割システムから利害システムへの媒介過程である社会制御では、役割期待が内面化され行動者の動機の一部となる必要がある。直接的相互連関の社会では、共通利益や役割期待は行動者によって自明のものであるため、役割期待は必ずしも独立のシンボル・システムによって保障される必要はない。対して、間接的相互連関の社会では、社会全体の利益や役割期待は自明であるとは言えない。各行動者がその内容を知っているとは限らず、そのため役割期待は各行動者に自動的に実現されるわけではない。そこで、役割期待の内容がシンボル・システムによって表示される必要がある<sup>17)</sup>。

ここで「共通利益」という言葉が出てきた。では、それはいかなるものであろうか。共通利益は、行動者間の直接的相互連関を通じて形成され、個別利益の総和として考えられるか、または個別利益と全体の利益との間に直接の対応がつく集団全体の利益である。共通利益は、行動者の直接の話し合いによる利害の調整によって形成される。一方、間接的相互連関の過程では「一般利益」が形成される。一般利益は、全体の利益であるとみなされるものが必ずしも個別利益の総和ではなく、また全体の利益と個別利益との間に

直接の対応関係もないが、個々の行動者に全体の利益として認知され、行動者の行動に影響を与えるものである<sup>18)</sup>。

共通利益や一般利益と並んで、「共同利益」という言葉が用いられることがある。現代の国際社会を分析対象とする際には、共同利益が適切である。一般利益は、社会の個々の構成員の利益とは区別される社会全体の抽象化された利益であり、何が一般利益であるかを決定するのは厳正で公正なる第三者である。すなわち、一般利益は国家という枠内でのみ具体化することが可能な概念であり、超国家的機関の存在しない国際社会においては認められない<sup>19)</sup>。また、共通利益の「共通」という言葉は、ただ単に構成員に共通している利益という意味合いが強調される。加えて、伝統的な国際関係、すなわち、以前の直接的相互連関の側面が強く、より関係的であった国際社会は、自国の利益の追求に専念する国家で構成されており、必要に応じてその時々に関係を確立するものであった<sup>20)</sup>。つまり、場当たりの関係であり、一度国家間で構成された共通利益とされるものも一国の政策が変わってしまうと共通ではなくなってしまう可能性がある。共通利益は、不安定で、恒久的ではなく、時間的にかかなり限定されるものである。一方、共同利益は、安定しており、ある程度恒久的な利益であると言える。現代の制度化が進む国際社会においては、自己の利益ではないが、それが社会の一般的な利益であると認められるということを当該利益が自国に直接関係しない国も認めることがある<sup>21)</sup>。共同利益は、自国の利益に優先されるべき性質のものであり、国際社会における共同利益の実現の試みは、「人類の福祉および安寧」の達成という理念に基づく場合に国際公務ともみなされる<sup>22)</sup>。

さらに、廣瀬はシンボル・システムの形成に着目して、単一社会と複合社会という分析概念を挙げ、以下のように述べている。一般的なシンボル・システムが存在する社会を単一社会と呼び、それが存在せず複数の部分シンボル・システムが並存する社会を複合社会と呼ぶ。単一社会においては、上位のシンボル・システムが複数の下位のシンボル・システムを統一的に体系づ

けている。そのため、1つの社会の中に多数の価値基準が存在しても、メンバーの正当性根拠は一致しており複数の役割間においても統一的なシステムが形成される。ただし、すべての社会がそうであるとは言えない。複合社会においては、複数のシンボル・システムが存在する。複数のシンボル・システムが存在し、それらが統一的ではないということは、同一の社会内であっても行動の際にメンバーが依拠する正当性根拠が異なり、また、都合に応じて任意の「正当性」を選択することも可能となる<sup>23)</sup>。

## 2章 行動者としてのICCとAU

### 1節 ICCとAU

本稿が焦点を当てるICCとAUは、国際社会という同一の社会内での国際刑事裁判メカニズムにおいて「平和構築」などの共同利益を持つが、それぞれ利害システム、役割システム、シンボル・システムを持ちその相互連関によって各自が行動している。では、現在のICCとAUの確執はいかにして生じたのであろうか。本節では、それらについて行動システム理論による分析を試みる前に、ICCとAUについて概説する。

まず、国際刑事裁判メカニズムを担うICCは、2003年から活動を開始している国際的な刑事裁判所である。ICCは、以下の2つの歴史認識に立脚し設立された<sup>24)</sup>。第一に、20世紀の間に「何百万人もの児童、女性及び男性」が残虐な行為の犠牲になってきたという認識である（ローマ規程前文第2段落）。残虐行為という重大犯罪は、被害者に犠牲を強いるだけではない。「世界の平和、安全及び福祉を脅かす」存在であり（前文第3段落）、そのためそのような犯罪が「国際社会全体の関心事」であるとしている（前文第4段落）。第二に、そのような重大な「犯罪を行ったものが処罰を免れる」という不処罰の文化がこれまで存在してきたということである（前文第5段落）。そのような不処罰の文化を終わらせるためにICCは存在し、また「そのよう

な犯罪の防止に貢献すること」をその役割としている。そのような重大犯罪に対して「刑事裁判権を行使すること」は、ICCのみならず「すべての国家の責務」であるとされる（前文第6段落）。国家に対してそのような責務を認めることは、不処罰の文化に終止符を打つためには必要不可欠である。

ICCの設立の根拠となっているのは、1998年に採択され、2002年に発効した「国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下ローマ規程）」である。国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（ジェノサイド罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪）について管轄権を持ち、責任を有する個人を裁くために設立された。そして、ICCは「独立した常設の国際刑事裁判所」として存在する（前文第9段落）。ICCは、国連や安全保障理事会（以下安保理）のような国際政治を行う機関ではなく、また、永続する常設の司法機関として存在する。ICCの手続きは、それらの重大犯罪が行われたと考えられる事態を締約国や国連安保理がICCの検察官に付託した場合、あるいは検察官が所定の手続きに従って捜査を行う場合に開始される。ただし、ICCは無制限に権限を与えられているわけではなく、その権限の行使に当っては幾つかの条件や制限が存在する<sup>25)</sup>。第一に、ICCは警察組織や法執行機関を持たない。そのため、ICCが発行する逮捕状の執行や犯罪人の拘留においては、諸国家の協力が必要不可欠である。第二に、補完性の原則が挙げられる。ICCは、事件に管轄権を持つ国家が捜査や訴追を行う意思や能力がない場合でなければ事件を受理することができない（ローマ規程第1条、第17条）。しかし、のちに述べるケニアの事例のように、当該国家に意思や能力があるか否かはICC予審裁判部が判断することができる。国内の裁判所がすでに同一事件について捜査を行っていても、ICCは自身の予審裁判部の判断に基づいてICC検察官が独自の捜査を行うことができる<sup>26)</sup>。

では、そのようなICCに反発の姿勢を見せるAUとはいかなる機関であろうか。植民地時代以前のアフリカは、異なる部族の王国やコミュニティの集合で構成されており、その地理的な隣接性を主な共通点としていた<sup>27)</sup>。その



ようなアフリカにとって、植民地主義はアフリカ統合を志向させる1つの大きな要因となった。ガーナのNkrumahが、アフリカの再生のためには諸国の連帯が必要であるとしてアフリカの統一組織の結成を呼びかけたことに始まり、アフリカ諸国の協力体制を作ろうという試みが繰り返し行われた。そして1962年1月に、開催されたアフリカの独立諸国の会議において、経済的技術的な面での協力のための恒久的な組織を作る提案が承認され、続いて翌年1963年に「アフリカ統一機構憲章 (Charter of the Organization of African Unity)」が採択され、アフリカ全体の地域機関であるアフリカ統一機構 (以下 OAU) が設立された。OAU は、「アフリカ諸国の統一及び団結を促進すること」(OAU 憲章第2条 a) を目指し、それによってアフリカ諸国の「主権、領土保全及び独立を防衛すること」(第2条 c)、「アフリカからあらゆる形態の植民地主義を根絶すること」(第2条 d) を、その主な目的とした。植民地時代にはヨーロッパ諸国の植民地とされ、独立後もその後遺症に悩まされてきたアフリカにとって OAU は光明であったが、一方で国内紛争や人権侵害、独裁政治などアフリカ諸国の国内問題については有効に対応することができたとはいえない<sup>28)</sup>。OAU には内政不干渉の原則 (OAU 憲章第3条 2) があり、国家の維持に固執し、その結果、積極的に紛争解決に向けて行動しなかった側面がある<sup>29)</sup>。

2002年、アフリカ諸国の問題に十分に対応できなかった過去を踏まえ、OAU はアフリカ連合 (AU) に改組する。OAU 首脳会議は、2000年7月11日にアフリカ連合設立規約 (Constitutive Act of the African Union) を採択した。AU の目的は、「アフリカ諸国と人民のより一層の統一及び連帯」、「政治的及び社会経済的な統合の加速」、「民主的な統治の促進」、「人及び人民の権利」の尊重、「アフリカ大陸の平和、安全及び安定」、経済的社会的、文化的な「持続的開発」であるとされる (設立規約第3条)。特に、「アフリカ大陸の平和、安全及び安定」の促進については、AU の原則として、加盟国間の「紛争の平和的解決」、加盟国間における「武力行使及び武力行使の脅威の禁

止」、加盟国による他国の「国内事項への不干渉」、加盟国に干渉する連合の権限、加盟国の「平和的共存及び平和的かつ安全に生活する」権利、「平和と安全を回復するために連合の介入を要請」する加盟国の権限、違憲的政権変更への非難及び拒否を挙げている（設立規約第4条）。OAUの時代からアフリカの問題はアフリカ自身が解決するというパクス・アフリカーナ（Pax-Africana）という姿勢はあったが、AU設立規約においてはAUがアフリカの紛争解決についてイニシアチブを取ることがより明確に規定されている。また、不干渉主義から干渉主義への転換の姿勢を示しており、AUも紛争解決を始めとするアフリカ内部の問題に無力な機関ではなくなったのである。

## 2 節 ICC と AU の緊張関係の経緯

先に触れた通り、AU と ICC は同様に国際社会の重大な犯罪に対処する姿勢を示している。AU は ICC 設立当時においては賛成の立場を表明していた。しかし、現在 AU と ICC は良好な関係ではない。例えば、同じ地域機構である欧州連合（以下 EU）はローマ規程第 87 条 6 項に基づいて ICC と協力協定を締結しているが、同様の協定の締結を AU は拒絶している。また、AU 内部においても ICC に懸念を示す決定が度々採択されている。なぜ AU は ICC に対して不満を持つのであろうか。本節では、特に影響の大きかったスーダンとケニアの事例を取り上げることで、AU が不満を抱くに至ったその経緯について概説する。

AU が ICC に対する懸念を最初に表明したのは、2009 年 2 月の AU の決定である<sup>30)</sup>。これは、ICC がスーダン共和国の当時現役の大統領であった Bashir を被疑者として捜査していることを問題視して採択されたものである。この決定は、ダルフルールでの重大な人権侵害を引き起こした加害者を処罰するという姿勢を示しつつ、AU が行ってきたスーダンの和平プロセスが ICC の捜査によって阻害される可能性について触れ、ICC による捜査の延期を国連安保理に要請するものであった。しかし、この AU 総会の決定とそれに基づく

要請にも拘らず、ICC は 3 月に Bashir 大統領の逮捕状を発行した<sup>31)</sup>。それに不満を覚えた AU は、同年 7 月に「ICC 非協力決議」<sup>32)</sup> とも呼ばれる決議を採択した。この決議において、AU 総会は、免除の放棄及び引き渡しへの同意に関する協力についてのローマ規程第 98 条を根拠に、AU 加盟国は Bashir 大統領の逮捕及び移送に協力してはならないとし、ICC への非協力姿勢を明確に示した<sup>33)</sup>。ICC は警察組織を持たない。そのため、ICC が発行する逮捕状の執行やその後の拘留においては、諸国家の協力が必要不可欠であり、協力が得られなければ ICC の訴追手続きに支障が出る。また AU は、AU 及びその加盟国は尊厳と主権及び大陸の統一性を保持するために必要な決定や措置をさらに採用する権利があることを強調した<sup>34)</sup>。

2009 年以降も、AU 総会は ICC との関係に関する決議を採択し続けていた。スーダンの件に加えて、ケニアの件でも AU は ICC への批判を強めている。ケニアでは 2007 年から 2008 年にかけて発生した大統領選挙後の騒乱において、1300 人とも言われる多くの死傷者が出た。この事態について、ICC の検察官は 2012 年に Uhuru Kenyatta 大統領らの訴追に踏み切った。その際、騒乱への関与の容疑で当時の副大統領を含む 6 名が ICC に召喚された。ケニア政府は自国が新しい憲法を制定し法改正を行えば、ICC に事態を付託せずとも国内裁判が可能であると主張したが、ICC はそれを認めず捜査を続行した。それに対して、AU は 2013 年 5 月の会合において、ICC は補完性の原則に基づき事件を司法制度が改善されたケニアに委ねるべきであること、また、ICC のスーダンの Bashir 大統領とケニアの高官に対する手続の一時停止を求める AU の要求にも拘らず、安保理がそれを受け入れなかったことに対して遺憾の意を表明した<sup>35)</sup>。

その後、2013 年 10 月、AU は緊急会合を開催した。これは ICC において予定されていたケニアの Ruto 副大統領と Joshua Sang の事件に関する手続期日の 9 月 10 日の数日前に、ケニアの議会が ICC からの脱退を検討しはじめたことにも起因する<sup>36)</sup>。この緊急会合において AU は「ICC とアフリカの

関係に関する決定」<sup>37)</sup>を採択し、① AU 加盟国の秩序と安定及び一体性を守るため、AU の加盟国の指導者に対して、その任期中に刑事手続が開始されたり継続されてはならないこと、②ケニアの現役指導者である Kenyatta 大統領及び Ruto 副大統領の裁判は、彼らの任期が終了するまで一時的に停止されるべきであること、③ 2013 年 11 月 12 日の公判開始の前に、ケニア及びスーダンの諸事件の中断を含めた ICC と AU との関係に関するすべての事項について、国連安保理と協議を行うためのグループを設置すること、④ジェノサイド罪、人道に対する罪及び戦争犯罪といった国際犯罪を裁くためにアフリカ人権裁判所の権限拡大の手続きを早めることなどを含む、12 の事項を決定した。

上記の背景を踏まえて、AU の ICC に対する反発の要因は 2 点考えられる。第一に、ICC が扱う事件の顕著な地域的偏りが挙げられる<sup>38)</sup>。2016 年にジョージアの南オセチア紛争が ICC の検察官の職権によって捜査開始となったが、2002 年の活動開始から 2015 年まで ICC による訴追はウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン、中央アフリカ、ケニア、リビア、コートジボワール、マリとアフリカの国家のみであった。ICC が扱う事件がアフリカに集中することに対して、AU は ICC がアフリカに対する西側諸国の新植民地主義の道具ではないかと批判している。特に、チェチェンやウクライナやイスラエルなど、アフリカ以外での戦争犯罪の疑いに対して ICC が踏み込んでいないという ICC の二重基準を指摘した。実際、ICC はアメリカやロシアなど大国自身やその同盟国が関与する事態に対する管轄権の行使には慎重である。加えて、ICC に事態を付託する安保理の常任理事国のうち、アメリカと中国とロシアはローマ規程非締約国である。そのため、これらの大国は ICC による訴追を逃れながら、国連安保理の常任理事国として ICC を利用することが可能であるという不平等も問題視されている。実際にアフリカ以外の地域でも深刻な人権侵害が発生している状況においては、ICC が他の地域の事態に対する捜査や訴追を積極的に進めることなしにはその活動の正当性を認め

させることは困難であり、ICC が取り扱う事態の普遍妥当性を実現することが、事態を付託する締約国や安保理、そして ICC 検察官に求められている<sup>39)</sup>。

ただし、これらに対しては、ICC が扱う事件の大半は、コンゴ、ウガンダや中央アフリカ共和国のようにアフリカ諸国自身が事態を ICC に付託したものであり、国連安保理が付託したのはスーダンとリビアの 2 件で、検察官の職権による付託はケニアのみであることを考慮するなら、地域的偏りは ICC の意図ではないとも言える<sup>40)</sup>。また、ICC への批判は、特にウガンダ、スーダン、ケニアから発せられている。これらの国々の不満の背景には、ウガンダは付託後の国内事情の変化により ICC の介入を望まなくなったためであり、スーダンとケニアは自国の同意を得ずに行われた国連安保理による付託や検察官の職権によって捜査開始されたことがあり、ICC の管轄権の行使が地域的な偏りなく効果的に行使されることを目的とした批判ではないとも言える<sup>41)</sup>。

AU の第二の不満点として、現職や元国家元首といった指導者層に訴追が集中していることが挙げられる<sup>42)</sup>。従来、国家元首や閣僚、外交官など、国家を代表する公的地位にある者には、外国の裁判管轄権が及ばないという免除の原則<sup>43)</sup>が適用されてきた。また、国家の主権との関係も問題となる。事態の継続中に現職の指導者が訴追されるということは、ICC が国家の内政に介入することを示す。国家元首は国内において人民による選挙によってその地位を得ている場合もあり、また、国家元首など政府高官の訴追は、国際社会という外部の介入による強制的な国家体制の変革を意味する。ただし、国家元首などが国際法違反について個人の刑事責任を問われることは、歴史的に認められる<sup>44)</sup>。古くは 1899 年と 1907 年のハーグ条約ですでに認められており、その後 1948 年のジェノサイド条約（第 4 条）、1973 年のアパルトヘイト条約（第 3 条）でも明記されている。政府高官もその立場を理由に刑事責任から逃れることは難しいのである。しかしながら、結局のところ ICC と AU との関係悪化の発端となったのは、ICC の Bashir 大統領の訴追である。その

後、アフリカ諸国の国家元首や政府高官を犯罪者として刑事責任を追及する ICC の事件は数を増している。リビアの最高指導者であった Gaddafi 及びその側近の事件や、コートジボワールの Laurent Gbagbo 前大統領の事件、前述したケニアの Kenyatta 大統領や Ruto 副大統領の事件など、国家指導者層を被疑者として捜査開始する事件が続いた。アフリカの政府高官を犯罪の被疑者として数多く訴追している事実は、アフリカ諸国の現役の指導者達が ICC を警戒の目で見つめる原因となった<sup>45)</sup>。

### 3章 行動システム理論による分析

#### 1節 ICC と AU の利害システム、役割システム、シンボル・システム

本章では、上記の AU と ICC の確執を行動システム理論で分析する。まず、廣瀬の行動システム理論では、国際共同体<sup>46)</sup>は、国家、国際組織、個人を含むサブナショナルな行動者によって構成され、これらの行動者の間の特定の相互連関あるいは連帯として把握される<sup>47)</sup>。その意味で国際共同体は1つのシステムであると言える。同時に、この相互連関ないし連帯を通して個々の単位である国家、国際組織、個人などの集合が、それ自身1つの独立の行動者として把握される<sup>48)</sup>。また、国際共同体には、それ自身の目的ないし目標がある<sup>49)</sup>。これは国際共同体を1つの役割システムとして把握する場合の前提である<sup>50)</sup>。本稿の分析対象の場合、「平和構築」、さらには ICC 設立の動機であり、事態の当該地域では社会再建の際にも重要視される「国際社会の重大な犯罪に対し、責任あるものに対する不処罰の歴史に終止符を打つ」ことが国際共同体における共同利益と捉えられる。国際共同体を上記の達成を目指す1つの役割システムと捉える。

ただし、目的ないし目標を設定したからといって、それらは自動的に達成されるわけではなく、それが達成されるように役割構造を法に代表されるシンボル・システムによって決める必要がある<sup>51)</sup>。

役割構造が決定されたのちには、実際これに基づいて行動者が行動した結果が、役割構造によって期待され、目的の実現となっているかの評価を行う必要がある。目標の達成に貢献する構成要素は、その存在を保障され、システムは維持される。貢献しない構成要素は、変化を余儀なくされ、これを通してシステムの変動が生ずる<sup>52)</sup>。では、その評価はいかに行われるのか。システムの評価のされ方には2通りある。①システム間の相互連関やそれに基づく各位相の循環構造の中で、評価は相互に自動的に行われる。②もしくはこのシステムを構成する国家や国際組織、サブナショナルな構成要素の意志や行動に焦点を当て、主観的に、あるいは行動者の相互連関による総意によって評価・不評価が決まり、システムの維持・変動が決まる<sup>53)</sup>。また、社会や国際関係には、力や利害関係によって創出される実態的側面と、理念や言葉による意味づけを媒介として創出される役割関係（共同体関係）の側面の両面性があり、両側面は同時に存在し相互に関連し合っている<sup>54)</sup>。場合によっては、両側面が矛盾しあってそこに緊張関係が生ずる<sup>55)</sup>。

では、各行動者のシステムはどのように構成されているのであろうか。ICCは本来、法的機関である。つまり、国連安保理のような国際政治を行う機関としてではなく、国家や国際機関その他一切の影響力から独立する司法機関として存在するものである<sup>56)</sup>。ICCには、国際社会の権力政治からは距離を置き、国際社会の最も重大な犯罪に対し、責任あるものに対する不処罰の歴史に終止符を打ち、被害者の権利を国際的に確立することが求められる。このことは、ICCの利害行動であり役割期待行動である。ICCは政治的な影響から距離を置く司法機関というその設立の背景から、利害システムと役割システムが一致している行動者である。

AUという行動者について、ICCとの確執の関係から考察すると、シンボル・システムとしてはAUの設立根拠であるAU設立規約や、それに則って作成された「紛争後再建と開発の枠組み」文書、さらには人権に関連するバンジュール憲章やグランドベイ宣言など、紛争解決や平和構築関連のものが

挙げられる。利害システムとしては、AU 設立の目的とされているアフリカ地域の統合や、ICC に対する AU の不満からも明らかなように、アフリカ地域外からの干渉の回避や、アフリカの問題はアフリカで解決する姿勢が挙げられる。ただし、AU も国際共同体全体からの役割を無視しているわけではない。ICC の改革の要求や、AU 自体もアフリカ人権裁判所の権限拡大など制度整備を進めており、自身の法の枠組みを用いることによって重大な犯罪について処罰を行う姿勢を明確に示している。役割システムを意識しているのである。

また、AU は当初から ICC に反対しているわけではなかった。1998 年の ICC を設立するための作業過程当時、OAU は、国際刑事裁判所への期待を持っていた。すべての OAU 加盟国に対して ICC を設立するためのローマ会議に参加するよう呼びかけを行ったという歴史がある。加えて、ICC 締約国は 123 ヶ国で、アフリカからはその 4 分の 1 以上の 33 ヶ国が締約国であることからわかるように、アフリカは ICC への関心が高い地域であると言える。その結果として、ICC の設立の根拠となっている「国際刑事裁判所に関するローマ規程」が成立した。この国際社会及びアフリカの期待をシンボルの体系として表象しているのが、ローマ規程である。上述した通り、国際社会を共同体秩序と認識するとき、「平和構築」、「処罰の徹底」はシンボル・システムとして機能している。では、ICC という制度は、現実に妥当しているのか。現実の国際関係において機能出来ていると評価できるのであろうか。AU は、ICC の「処罰の徹底」というシンボルにも拘らず、取り扱う事態に顕著な地域的偏りが生じている ICC という行動者の矛盾や、政府高官などの免除に関する慣習法規則があるにも関わらず政府高官を訴追対象としていることに不満を覚えている。したがって、AU と ICC の確執は、ICC の役割側面と実体的側面に乖離があることに AU が不評価の判定をし、反発したものであると言える。



## 2 節 AU の機能とその可能性

このような ICC との緊張関係のなか、AU は前節の 3 つの自身のシステムの相互連関の結果、以下の 2 つの行動をとった。第一に、アフリカ司法人権裁判所の設立の決定を行ったことが注目される。ICC に反発している AU であるが、重大犯罪の不処罰を容認しているのではない。ICC の代替となりうる制度を AU 内に創設することが模索されているのである<sup>57)</sup>。AU は、2008 年にはまだ AU の裁判機関に国際刑事管轄権を付与するという案を採用しなかった。しかし、スーダンとケニアの事態を受け、AU 総会は 2009 年には案の検討を AU 委員会に要請し、2010 年に裁判所規程改定案が提起されるに至ったのである。アフリカ司法人権裁判所は、総務部門と人権部門、そして国際刑事部門の 3 部門で構成される（新裁判所規程第 16 条 1 項）。本稿では ICC との関係を取り扱うことから、国際刑事部門に着目する。アフリカ司法人権裁判所の国際刑事部門は、①ジェノサイド罪、②人道に対する罪、③戦争犯罪、④政府の憲法に反する変更に関する罪、⑤海賊、⑥テロリズム、⑦外人傭兵、⑧腐敗、⑨マネー・ローンダリング、⑩人身売買、⑪不法な麻薬取引、⑫危険な廃棄物の不法な取引、⑬天然資源の不法な開発、⑭侵略の罪と、ICC よりも幅広い犯罪に対して管轄権を持つ。アフリカ司法人権裁判所には、対象犯罪の拡大、企業に対する裁判管轄権の創設、免除の原則の優先などの独自性が挙げられるが<sup>58)</sup>、ICC との関係で特に問題とされるのは免除の原則の優先である。免除の原則に関して ICC は、「公的資格無関係の原則」を採用して国家元首や政府首長又は政府高官といった被疑者の公的な地位に関わらず訴追を行うことを原則として掲げている。これに対して AU のアフリカ司法人権裁判所は、現職の AU 加盟国の国家元首や政府首長及び政府高官に対しては訴追を行うことができないと明文で定めている。すなわち、AU の国際刑事裁判制度は ICC とは異なり、公的資格無関係の原則よりも免除の原則に優越性を与えた<sup>59)</sup>。

第二に、2017 年に行われた「脱退戦略文書」(Withdrawal Strategy

Document)<sup>60)</sup>の採択が挙げられる。脱退戦略文書は AU の ICC に対する態度が要約されている重要文書であり、以下のような戦略が提示されている。AU が脱退文書において主張することは、① ICC が取り扱う事態に顕著な地域的偏りがあることから伺えるアフリカに対して偏見を抱いているかのような態度の改善を始めとする ICC の改革・改善、② 国連安保理など ICC 以外の機関の改革を視野に入れ、それによって国際社会の全体の動向の中で問題を捉える姿勢を打ち出すこと、③ アフリカ諸国の国内の司法制度・活動の充実のために、ICC を中心とする国際機関が活動すべきであること、④ 締約国と ICC との間に AU という地域機構が介在すべきことを求め、国際刑事法のアフリカにおける地域化という大きな政策的方向性の提示の 4 点である<sup>61)</sup>。AU は ICC からの脱退のみを訴えているのではない。脱退戦略文書は、ICC に対する不満から、既存の制度の改革の要求と、新たな地域的な活動の導入の表明をその目的としていた。

このことから、ICC と AU の緊張関係は、国際社会の直接的相互連関の側面と間接的相互連関の側面の両面の並存から生じていることが分かる。直接的相互連関と間接的相互連関の相違は、行動者の意思を超えて存在し、行動者の行動の指針を与えるシンボル・システムの存在を認めるか否かである<sup>62)</sup>。そのどちらの側面を主眼において対処するかによって、問題の解決の仕方が異なる<sup>63)</sup>。

まず、ICC は、間接的相互連関によって形成されたものである。間接的相互連関の側面では、国際法や国際的な道義などの国家を超える価値システムを媒介に行動者間の行動が行われる<sup>64)</sup>。本稿で分析対象とした ICC を中心とした国際刑事裁判メカニズムのもとでは、「平和構築」、「国際社会の重大な犯罪に対し、責任あるものに対する不処罰の歴史に終止符を打つ」という共同利益を媒介にして ICC 加盟国や AU の行動が行われている。そのような共同利益の実現を目指すにあたって、間接的相互連関においては法を媒介にした秩序形成が不可欠であり、ローマ規程というシンボル・システムが形成さ

れ、ICCが設立された。AUもICCの創設時は反発の姿勢を示していなかったことから、この共同利益を共有していたことは明らかである。

一方で、ICCとの関係におけるAUの行動は、直接的相互関連の側面から生じていることも否定できない。直接的相互関連の側面においては、争いの両当事者が共通に認める価値や理念は必ずしも存在しない<sup>65)</sup>。国際共同体においてICCメカニズムは共同利益の実現を目指しているが、その実現の仕方についてはICCとAUの両者が正当と認める価値基準が存在していない。共通の価値基準が存在しないにも拘らず、ある基準を持ち込んで正・不正を判断し不正とされたものに強制措置を加えるという行動は、不正と判断された側の反発を招く<sup>66)</sup>。AUも共同利益を共有していることは、現在も役割システムを意識し、ICCの改革要求及びAUの法の枠組みを用いることによって重大な犯罪について処罰を行う姿勢を示していることから伺える。ただしその実現については、役割システムよりも利害システムが強調される直接的相互関連の側面からのアプローチを試みている。このことは、AUの批判はICCの管轄権の行使が地域的な偏りなく効果的に行使されることを目的としたものではないと指摘する主張が存在している点や、アフリカ司法人権裁判所において免除の原則の優先を採用した点から明らかである。特に免除の原則について、ICCとAUがその管轄権行使の対象としているジェノサイド罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪は、権力者によって犯される可能性が高い犯罪である。これらの犯罪については、免除の原則に優先を与えてしまうと処罰の徹底と犯罪の抑止という基本的な目的が達成できなくなってしまう。ICCとAUの緊張関係において、AUは国際共同体全体から求められる役割システムよりも、ICCメカニズムにおける自身の利害の達成により重点を置いて行動している。

ただし、直接的相互関連の側面の重視が共同利益の実現の阻害になるとは限らない。確かに重大な人権侵害の加害責任者が処罰されずに放置されることは、国際社会の平和構築に向けての阻害要因になる。つまり、「処罰の徹

底」についても、最終的には「平和構築」を目的としたものに他ならない。その本当の意味での成功にあたっては、現地社会による持続的な政治社会システムの維持が不可欠になる<sup>67)</sup>。現地において安定的で平和な社会を作り出すには、最終的にはそこに住む現地の構成員自身が、自らの社会の永続的な平和を確立していかなければならない。しかし、特定の地域に焦点を当てることを予定して設計されたわけではない ICC には、個別の地域の実情に合わせて対応していくことは困難である。ICC はアフリカからは遠く離れているオランダのハーグで運営されており、事態の当該地域からは見えない正義には問題があるともされている<sup>68)</sup>。ICC は平和構築に重要な貢献をなすが、あくまでも法的機関としてであり、そのため必然的に制約がかかってしまう。

AU の行動は、そのような状況を捉え、改善を推進することが可能である。AU は、アフリカ地域の統合を目指す地域国際機関である。アフリカの特殊性やその実情を背景に、地域における連帯を通じてアフリカ独自の体制を作り上げる存在である。AU が統合を目指すものであるならば、国際共同体というアフリカ外部のこののみならず、アフリカ内部のことも考慮に入れる必要がある。アフリカ地域での平和と、アフリカ諸国家の中での平和は不可分である。また、脱退戦略文書においても ICC の改革を求めており、アフリカ地域の司法制度に対する援助も求めている。加えて、アフリカ自身での問題解決を目指す姿勢の表れとして、国内レベルでは伝統的な住民主体の紛争解決システムに着想を得た「ガチャチャ法廷」(ルワンダ)<sup>69)</sup>などの試みがあったものの、十分な結果を得られないままに終わっている。その失敗の要因は多様な現地社会の実情と、これら試みの乖離にあるとされる<sup>70)</sup>。そのため、脱退戦略文書で要求されているアフリカの司法制度改善に対する援助についても、普遍的であろうとする ICC にいかなる支援が必要であるのか訴えかける必要がある。地域に伝統的な方法をもって解決を図るにあたっては、現地と ICC との架け橋やクッションとなる役割が AU には求められている。

AU は、アフリカの問題はアフリカ自身で解決することを基本方針として

いる。そのAUは「平和構築」と「処罰の徹底」を共同利益とする国際共同体秩序の強化に、アフリカ司法人権裁判所の設立という新たな地域的な活動を導入することと、脱退戦略文書の採択という既存の制度の改革を通してアプローチしている。

## おわりに

本稿では、AUとICCの関係について論じた。AUはICCの取り扱う事態に地域的な偏りがあること、また政府の高官をその訴追対象としていることに不満を覚え、脱退戦略文書の採択とアフリカ司法人権裁判所の設立を決定した。アフリカの問題をアフリカで解決することを目指すAUは、ICCによる国家元首の訴追こそがアフリカの平和に対する脅威となるものと見なし、ICCメカニズムとは異なる仕方で共同利益の実現を志向し、それを提示している。これは、直接的相互連関と間接的相互連関という相互連関関係の型のどちらを重視するかによる問題解決の仕方の違いであり、どちらも共同利益を無視したものではない。

また、アフリカ司法人権裁判所については、地域的国際機関により設立された地域的裁判機関としての特異性も認められる<sup>71)</sup>。ソマリア沖で問題となっている海賊や、贈賄や産業廃棄物が関係する犯罪はICCでは事項的管轄権に含まれていない。違憲的政府変更についても、民主主義・選挙及び統治に関するAU制定法の第25条5項に効果を持たせるために導入された。これらはアフリカで特にその問題の重大性が認識され、また、そのためアフリカ司法人権裁判所の管轄権に反映されている<sup>72)</sup>。このように幅広い管轄権を持つことなどから、国際刑事裁判メカニズムをさらに発展させる可能性もある。

AUは現行の国際刑事裁判メカニズムからの単なる脱退を指向しているのではない。地域的国際機関としてよりアフリカの実態に根付いたアプローチ

が可能であり、またそれはアフリカ地域の統合を進めるものである。ただし、本稿ではAUとICCの確執に重点を置いて分析を行ったため、その可能性について触れるにとどまっている。AUのアフリカ司法人権裁判所がICCやアフリカ諸国の国内裁判機関といかに連携すべきか、またいかにすれば連携可能であるかについての考察は今後の課題である。

## 注

- 1) 鍋島孝子「ルワンダ虐殺にみる紛争予防の失敗：国際政治にとっての民族紛争のリスク概念」『メディア・コミュニケーション研究』第61巻、2011年、41-44頁。
- 2) 廣瀬和子『国際法社会学の理論 複雑システムとしての国際関係』東京大学出版会、1998年など、廣瀬の著作複数を参考。また、詳細は本稿1章で扱う。
- 3) 廣瀬和子『国際法社会学の理論 複雑システムとしての国際関係』東京大学出版会、1998年、2-6頁。
- 4) 廣瀬、同上、17頁。
- 5) 同上。
- 6) 同上、33頁。
- 7) 同上、21-31頁。
- 8) 同上、18頁。
- 9) 同上。
- 10) 利害システム、役割システム、シンボル・システムや、直接的相互連関及び間接的相互連関、単一社会及び複合社会なる概念は、いずれも分析の際の理念型として構成されたものである（廣瀬和子『紛争と法—システム分析による国際法社会学の試み—』勁草書房、1970年、152頁）。
- 11) 廣瀬、前掲書（注3）、39-40頁。
- 12) 同上、46頁。
- 13) デュルケムは、社会現象は、社会的要因に依存しているため個人に還元することはできないとし、個人は社会的事実によって行為を強いられると主張した（N. アパークロンビー他『新しい世紀の社会学中辞典』、丸山哲央監訳、ミネルヴァ書房、1996年、378頁）。
- 14) 廣瀬、前掲書（注3）、48-50頁。
- 15) 同上、57-58頁。
- 16) 同上、82-84頁。
- 17) 同上、84-85頁。
- 18) 廣瀬和子「国際社会の構造と平和秩序形成のメカニズム」廣瀬和子他編『新国際学—

- 変容と秩序』、東京大学出版会、1995年、115頁。
- 19) 龍澤邦彦『宇宙法上の国際協力と商業化』興仁舎、1993年、229頁。
  - 20) 同上。
  - 21) ただし、直接的相互連関の側面がなくなったわけではない。共同利益は、完全に国益を離れたものではない。共同の利益であると同時に、その利益が個々の国家にとって、何らかの形で国益として認められるという側面も持つ。長期的にしろ中期的にしろ、何らかの形で自国に利益をもたらすことを国家は認識している。あるいは、それを為すことによって、国際社会が平和になれば、それは自国の利益になる。共同利益についても、利害システムと役割システムの均衡の結果生じるものである。
  - 22) 龍澤、前掲書（注19）、233頁。また、ウェントは、人間の本質的なニーズと社会的な調和の関係性から議論を発展させ、理念も利益になりうるとしている（Wendt, Alexander. *"Social Theory of International Politics"*, Cambridge University Press, Cambridge, 1999, pp.130-133）。
  - 23) 廣瀬、前掲書（注10）、158頁。
  - 24) 東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』明石書店、2007年、31-32頁。
  - 25) 東澤靖『国際刑事裁判所と人権保障』信山社、2013年、4頁。
  - 26) ただし、ローマ規程締約国に限る。非締約国である場合には、ICCは当該国家にICCの管轄権の受諾について同国に求める必要がある。
  - 27) Amao, Olufemi. *"African Union Law. The Emergence of a Sui Generis Legal Order"*. Routledge press. London and New York. 2019. p.12.
  - 28) しかし、全く無視していたわけではない。「国際連合憲章と世界人権宣言は諸国間の平和及び積極的な協力のための強固な基礎を与えるものであり、我々はその原則の順守を再確認する」（前文）、「国際連合憲章及び世界人権宣言を十分に尊重して、国際協力を促進する」（第2条e）と人権に触れた規定を設けている。
  - 29) Levitt, Jeremy I. "The peace and security council of the African union: The Known Unknowns". *Transnational Law and Contemporary problems*. Vol.13. 2003. pp.109-137.
  - 30) AU. "Decision on the Application by the international Criminal Court (ICC) Prosecutor for the Indictment of the President of the Republic of the Sudan", adopted 12th Ordinary Session at Addis Abba (Ethiopia), Assembly/AU/Dec.221 (XII), February 2009.
  - 31) ICC Pre-Trial Chamber I. Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir, ICC-02/05-01/09, 4 March 2009.
  - 32) AU. "Decision on the Meeting of African States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Court (ICC) ", adopted at 13th Ordinary Session at Sirte (Libya) in July 2009, Assembly/AU/Dec.245 (XIII) Rev.1.
  - 33) Ibid.

- 34) Ibid.
- 35) AU. "Decision on International Jurisdiction, Justice and the International Criminal Court (ICC)", AU Doc. Assembly/AU/13 (XXI), adopted at the 21<sup>st</sup> Ordinary Session of the AU Assembly at Addis Ababa during 26-27 May 2013, Assembly/AU/Dec.482 (XXI).
- 36) 稲角光恵「国際刑事裁判所 (ICC) とアフリカ諸国との確執」『金沢法学』第 56 巻第 2 号、2014 年、78 頁。
- 37) AU."Decision on Africa's Relationship with the International Criminal Court (ICC)", adopted at the Extraordinary Session of the Assembly of the African Union at Addis Ababa (Ethiopia), AU Doc. Ext/ Assembly/ AU/ Dec.1, 12 Oct. 2013.
- 38) 稲角、前掲論文 (注 36)、82 頁。
- 39) 東澤、前掲書 (注 25)、8 頁。
- 40) 稲角、前掲論文 (注 36)、83 頁。
- 41) 同上。
- 42) 稲角、前掲論文 (注 36)、84 頁。
- 43) このことは特権免除または免責特権とも呼ばれ、慣習国際法上、国家元首や外交官などは他国の裁判所の管轄権に従うことを強制されないとされる (稲角光恵「国家元首や高官の刑事手続からの免除と公的資格無関係の原則との相克」『金沢法学』第 52 巻第 1 号、2009 年、100 頁)。
- 44) 森下忠『国際刑事裁判所の研究』成文堂、2009 年、35-36 頁。
- 45) 稲角、前掲論文 (注 36)、84 頁。
- 46) 廣瀬は、国際社会を国際共同体という 1 つシステムとして捉えることによって、そこに行動者の間接的相互連関を見ることができるとする (廣瀬、前掲論文 (注 18)、111 頁)。また、ビトリアもすべての民族に妥当し、全人類に普遍的に当てはまる法の存在から、普遍的人類社会なる全体社会について説いている (伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』、有斐閣、1965 年、48-49 頁)。
- 47) 廣瀬、前掲書 (注 3)、119 頁。
- 48) 廣瀬、前掲書 (注 3)、122 頁。
- 49) 同上。
- 50) 同上。
- 51) 同上、123 頁。
- 52) 同上、125 頁。
- 53) 同上、126 頁。
- 54) 同上、127 頁。
- 55) 同上。
- 56) 東澤、前掲書 (注 24)、32 頁。
- 57) 稲角光恵「アフリカ連合 (AU) のアフリカ国際刑事裁判所の概要と特徴」『金沢法学』



- 第59巻第1号、2016年、3頁。
- 58) 同上、2頁。
- 59) 同上。
- 60) AU. Withdrawal Strategy Document (January 12 2017), [https://www.hrw.org/sites/default/files/supporting\\_resources/icc\\_withdrawal\\_strategy\\_jan.\\_2017.pdf#search=%27withdrawal+strategy+document+au%27](https://www.hrw.org/sites/default/files/supporting_resources/icc_withdrawal_strategy_jan._2017.pdf#search=%27withdrawal+strategy+document+au%27). ただし、AUはICCへの反発について一枚岩ではなく、シエラレオネ、コートジボワール、ザンビア、ナイジェリア、マラウイ、セネガル、ボツワナといった国々は、脱退戦略文書においてICC支持の立場を表明している。
- 61) Jean-baptiste Jeangène Vilmer. "The African Union and the International Criminal Court: Counteracting the Crisis". *International Affairs*, vol.92, no.6, 2016, pp.1319-1342.
- 62) 廣瀬、前掲書(注18)、134頁。
- 63) 同上。
- 64) 廣瀬、前掲書(注18)、135頁。
- 65) 廣瀬、前掲書(注18)、134頁。
- 66) 同上。
- 67) 篠田英朗「平和構築機関としての国際刑事裁判所」、城山英明他編『紛争現場からの平和構築』東信堂、169頁。
- 68) 稲角、前掲論文(注36)、88頁。
- 69) 佐々木和之「〈和解をもたらす正義〉ガチャチャの実験—ルワンダのジェノサイドと移行期正義」、遠藤貢編『武力紛争を超える—せめぎ合う制度と戦略のなかで』、京都大学学術出版会、272-278頁。
- 70) 同上、278-291頁。
- 71) 稲角、前掲論文(注57)、114頁。
- 72) 同上。

## 参考文献

### 【日本語文献】

- 伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』有斐閣、1965年。
- 稲角光恵「国家元首や高官の刑事手続からの免除と公的資格無関係の原則との相克」『金沢法学』第52巻第1号、2009年、95-144頁。
- 「国際刑事裁判所（ICC）とアフリカ諸国との確執」『金沢法学』第56巻第2号、2014年、71-97頁。
- 「アフリカ連合（AU）のアフリカ国際刑事裁判所の概要と特徴」『金沢法学』第59巻第1号、2016年、1-25頁。
- 佐々木和之「〈和解をもたらす正義〉ガチャチャの実験—ルワンダのジェノサイドと移行

- 期正義」、遠藤貢編『武力紛争を超える—せめぎ合う制度と戦略のなかで』、京都大学学術出版会、265-294 頁。
- 篠田英朗「平和構築機関としての国際刑事裁判所」、城山英明他編『紛争現場からの平和構築』東信堂、166-173 頁。
- 龍澤邦彦『宇宙法上の国際協力と商業化』興仁舎、1993 年。
- 鍋島孝子「ルワンダ虐殺にみる紛争予防の失敗：国際政治にとっての民族紛争のリスク概念」『メディア・コミュニケーション研究』第 61 巻、2011 年、35-55 頁。
- 東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』明石書店、2007 年。
- 『国際刑事裁判所と人権保障』信山社、2013 年。
- 廣瀬和子『紛争と法—システム分析による国際法社会学の試み—』勁草書房、1970 年。
- 「国際社会の構造と平和秩序形成のメカニズム」、廣瀬和子他編『新国際学—変容と秩序』、東京大学出版会、1995 年。
- 『国際法社会学の理論 複雑システムとしての国際関係』東京大学出版会、1998 年。
- 森下忠『国際刑事裁判所の研究』成文堂、2009 年。
- N. アバークロンビー他『新しい世紀の社会学中辞典』、丸山哲央監訳、ミネルヴァ書房、1996 年、378 頁)。

#### 【英語文献】

- Amao, Olufemi. “*African Union Law. The Emergence of a Sui Generis Legal Order*”. Routledge press. London and New York. 2019.
- Jean-baptiste Jeangène Vilmer. “The African Union and the International Criminal Court: Counteracting the Crisis”. *International Affairs*, vol.92, no.6, 2016, pp.1319–1342.
- Levitt, Jeremy I. “The peace and security council of the African union: The Known Unknowns”. *Transnational Law and Contemporary problems*. Vol.13. 2003.
- Wendt, Alexander. “*Social Theory of International Politics*”, Cambridge University Press, Cambridge, 1999.

#### 【決議その他の文書】

- ICC Pre-Trial Chamber I. Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir, ICC-02/05-01/09, 4 March 2009.
- AU. “Decision on the Application by the international Criminal Court (ICC) Prosecutor for the Indictment of the President of the Republic of the Sudan”, adopted 12th Ordinary Session at Addis Abba (Ethiopia), Assembly/AU/Dec.221 (XII), February 2009.
- “Decision on the Meeting of African States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Court (ICC) ”, adopted at 13th Ordinary Session at Sirte (Libya) in July 2009, Assembly/AU/Dec.245 (XIII) Rev.1.

- “Decision on International Jurisdiction, Justice and the International Criminal Court (ICC)”, AU Doc. Assembly/AU/13 (XXI), adopted at the 21<sup>st</sup> Ordinary Session of the AU Assembly at Addis Ababa during 26-27 May 2013, Assembly/AU/Dec.482 (XXI).
- “Decision on Africa's Relationship with the International Criminal Court (ICC)”, adopted at the Extraordinary Session of the Assembly of the African Union at Addis Ababa (Ethiopia), AU Doc. Ext/ Assembly/ AU/ Dec.1, 12 Oct. 2013.
- Withdrawal Strategy Document (January 12 2017), [https://www.hrw.org/sites/default/files/supporting\\_resources/icc\\_withdrawal\\_strategy\\_jan.\\_2017.pdf#search=%27withdrawal+strategy+document+au%27](https://www.hrw.org/sites/default/files/supporting_resources/icc_withdrawal_strategy_jan._2017.pdf#search=%27withdrawal+strategy+document+au%27). (accessed November 06 2019).

